

北海道 開墾殖民の發展と其社會的背景 (下)

森 義 雄

一、緒 言

二、各藩分治の意義と其開墾殖民

三、國營的開墾殖民の成立

四、土族授産としての開墾殖民

五、舊武士階級の會社企業による開墾事業の發生 (以上前號)

六、農場經營の發展と開墾殖民 (以下本號)

イ、農場經營發展の社會的背景

ロ、殖民政策の變更と農場經營の發展

ハ、農場經營の發展と其内容

七、結 語

六、農場經營の發展と開墾殖民

イ、農場經營發展の社會的背景

明治維新後の我國資本主義の撓ゆまざる發展は遂に資本家によつて農場經營の方法による開墾殖民

北海道開墾殖民の發展と其社會的背景(下)

第二十卷 第四號 七三九

の形態を齎らした。我々はこれ等殖民形態を生み出した客觀的狀勢、即ち資本家によるこの種殖民事業の發展に對して如何なる企業條件の好轉化が存したかを先づ考察しよう。

明治十四年より行はれた紙幣整理によつて我國產業界は極度の不振に陥り、企業精神も亦萎縮して「餘資ある者も危懼戒心して」<sup>註①</sup>徒らに資本を死藏して事業を計劃せず、又この不況によつて府縣田畑の地價は暴落して、容易に之を買ひ得たが爲に、當時未だ多分に危険性ありと思惟されてゐた北海道の開墾事業に投資する事を躊躇したのであつて、未だ近代的資本家による開墾殖民事業は極めて少なくなつた。

然るに明治十九年以後は兌換制の實施、銀行制度の確立による金融の圓滑、府縣に於ける勞働力の農産物の騰貴等、企業の發展に有利なる條件を與へたのである。

資本家が資本主義的利潤の獲得を目的として開墾事業をなすには、潤澤なる資金と金利の低下を必要とする事は言ふまでもない。明治十五年に松方大藏卿が太政官に提出した建議中に「鐵道を布かか、橋梁を架せんか：田野を墾拓せんか：往く所向ふ所として資本缺乏の爲に其事業を阻害せられざるはなし」<sup>註②</sup>と當時資金缺乏の爲に其事業の興らざる事を述べてをり、北海道農會の意見書も亦資本家による農場經營發展の一重要因素として、土地投資に對する低利資金の潤澤なる供給を擧げてゐる。<sup>註③</sup>

然してこの要求も、兌換制の實施、銀行制度の確立による我國經濟界の常道への復歸によつて満たさ

れたのである。

明治十七、八年より以後は金利は次第に低率を示し、又明治二十一、二年頃には紙幣流通額は一億四千萬圓に及んで、資金の供給を容易ならしめ、更に明治二十六年七月の銀行條例の實施によつて、我銀行制度は確立し、日本銀行保證準備發行制限額の擴大、日清戰役賠償金の流入等による資金の増大によつて、企業熱は旺盛となり、この爲に北海道開墾事業も亦大いに刺戟されたのである。かく中央に於ける金融機關の整備と相應じて、北海道の諸銀行も亦從來の官金取扱を主たる業務としてゐた状態を脱して民間金融機關として活動するに至つた。即ち明治二十二年七月の北海銀行創立を始めとして多くの本支店銀行が設置され、三十三年末には是等諸銀行によつて土地を抵當としての貸出金額は一千八十八萬餘圓を示すに至つた。<sup>⑤</sup>

殊に明治三十三年の拓殖銀行の設立は、同銀行が拓殖の爲に抵利資金の融通を目的としたがゆへに、土地投資者には好條件が與へられたのであつた。即ち明治三十三年二月政府は北海道拓殖銀行法案を議會に提出して、北海道拓殖事業の遅々として進歩せざるのは、資金の缺乏にあるゆへ、この金融機關によつて資金の供給を潤澤ならしめ、北海道の開拓促進を企圖したのである。<sup>⑥</sup>然して同年三月北海道拓殖銀行法として公布され、「北海道の拓殖事業に資本を供給」する事となり、政府も亦百萬圓を限度として、株式の引受と、其株式に對して十ヶ年間無利子の特典を與へて、北海道開墾資本の低利融

通を計つたのであつて、三十三年四月の開業後七十餘日間に借入請求額は、四百九十六口、百二十七萬五千二百餘圓であつて、<sup>註⑧</sup>一口平均二千七百七十四圓餘であつた。これによつて如何に大土地經營者によつて利用されたかを知り得る。

次に農場企業發展の條件として、農産物價格の變動、農産物の需要關係を見よう。

左表は小樽市場に於ける主要農産物の價格であるが、

名稱	年次	明治十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
玄米(一石)		五・六三	四・七八	四・二六	五・五四	八・九三	六・九四	七・四四	六・八元	八・三五
大麥(同)		—	三・〇〇	二・四七	三・九二	三・〇五	三・四五	三・二五	三・二八	四・四七
大豆(同)		三・六〇	三・六四	四・二四	四・六三	四・四七	四・八七	五・一五	四・六六	四・九五
小豆(同)		四・九三	四・三七	四・三三	四・七四	五・四二	六・二六	五・五七	六・九元	六・七五
同二十八年		同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年
		八・六七	九・五〇	一・八三	二・二五	九・九二	一〇・四五	一・四八	二・二九	一・三〇
		三・五〇	三・七〇	五・九〇	六・二五	四・八三	四・三七	五・五〇	四・五〇	六・一七
		四・九八	五・八九	六・七五	七・一五	八・〇〇	五・八五	六・八八	六・三〇	六・七四
		五・九三	五・二九	八・三五	九・八五	九・六七	六・六五	六・四三	二・〇八	一〇・九三
										一・三七

(北海道廳統計書ニヨル)



製粉會社、紋鼈製糖會社、北海道製麻會社等の農産物加工を目的とする製造工業の發達を見た。明治三十年には製麻十三、蠶絲二、醸造二、農産製造四の工場が存在し、この外麥粉製造戸數九、澱粉製造戸數九百六十八戸に達し、明治三十九年には製麻十三、製絲二、澱粉七、醬油味噌三十、醸造十五の工場數を示してゐる。そして是等諸工場によつて多くの農産物が原料として要求されたのであつて、<sup>註⑨</sup>農産物の道内にての需用増加も亦看過し得ないものがある。

かく是等農産物の内外市場及び道内に於ける需用の増加は、農場企業の發展には重要な關係を有してゐる事が考へられる。即ち如何に農場を經營せんとしても、其生産品の需用が伴はなければ、その企業が失敗となるべき事は餘りに明白な事である。

次に農場企業發展の基礎ともなるべき勞働力の問題を考察しよう。

不換紙幣の整理完了を中心として我國に捲き起つた不景氣は、我中小農民階級の没落に拍車を加へたのである。<sup>Paul Mayer</sup> Paul Mayerによれば明治十六年調査の十八縣に於ける小作地反別の全耕地面積に對する比は三四・二%であつたが、二十年には三八・〇九%に昇り、十七年調査の十六縣では二九・八%であつたのが、二十年には四二・四%に昇つた。又地價二百圓以上四百圓以下の土地所有者(府縣會議員選舉權所有者)は明治十七年より同十九年に至る三ヶ年間に土地の抵當流れの爲に、十二萬四千餘人を減少し、更に地價二百圓以下の下級土地所有者は、その四分の一乃至三分の一は其所有地を失つたと考へら

れる。又明治十四年より同二十三年に至る間に地租上納の爲に備荒貯蓄金の救助を受けた者は四十一萬人に及び、是等の救助を受けた者以外に、明治十六年より同二十三年に至る間に地租及地租割等滞納の爲に強制處分を受けた者は、三十六萬七千七百四十四人に達し、その滞納額は十一萬四千百七十八圓であり、その一人平均は僅に三十一錢であつて、然もこの滞納者中の七割二分は全くの貧困の爲の滞納であつたと言はれ、この小土地所有者の租税滞納の爲に政府によつて處分された土地は四萬七千餘町歩に達し、<sup>註⑩</sup>この外高利貸等の手に收奪された土地を考へる時、如何に多くの府縣小土地所有者が貧困の爲に没落して行つたかを知り得るのである。かくの如く下層土地所有者の貧困化は移して以て下層農民階級に及し得るであらう。即人口に對する封建的拘束性の廢除による農村人口の増加、小作地の零細化を補ふ生活手段としての各種農村手工業の工場制生産による壓迫等によつて彼等の貧困化は一層深刻化され、「無資の細農に至りては或は産を破り家を亡し妻子離散して道路に呻吟するもの亦尠しとせざる」<sup>註⑪</sup>状態であつた。然しこの現象は單なる紙幣整理による一時的現象に止らずして、資本主義の農村浸潤と共に農村の貧困化は甚しく、紙幣整理の完了と共に起つた好景氣も農村下層階級には何等の好影響を齎らさず、かへつて「多數農民ニ至リテハ數畝ノ田圃ヲ耕耘シテ纔ニ飢餓ヲ凌グニ止マリ且近時氣候不順米價暴騰窮民ハ糟糠ダニ得ル」<sup>註⑫</sup>事が出来なかつた。即ち地租を始めとする各種租税の金納化によつて土地所有者は、或程度の貨幣化、交換經濟化を餘儀なくされ、これがために高利

貸資本及商業資本の壓迫を受けて次第に土地を收奪され、又土地所有者に非ざる下層農民も亦副業的手工業を收奪された以外に彼等の生活内容の變化、即ち封建時代の如き自給自足的な生活は不可能となつて、農業經營の方面に於ても、家計の上に於ても各種の貨幣支出を必要とし、従つてこゝにも高利貸資本、商業資本の搾取を蒙つたのである。

更に明治二十七八年戰役を契機として我國の産業政策は商工立國に轉じて商工業の諸企業は非常なる進展を示し、政府は又工業原料用農業の發展助長政策を放棄したのであつて、「日本工業は内國の原料供給力の桎梏を脱した<sup>註⑩</sup>」と云ふ事はそれだけ我國農業への犠牲強請であつて、この後棉花、菜種、楮、三椏、藍等の工業原料品の作付反別は著しく減少したのであつた。徳島縣より北海道へ移住した人々の主なる原因の一は、印度藍の壓迫による藍作の不振であつて、工業發展の裏には農民離村の悲劇があつた。更に間接的ではあるが商工業發展の保護の爲に高率關稅を賦課する事によつて、一般商品價格の騰貴となり、これは既に農民生活が多くの部分に於て貨幣經濟化してゐるため、農民にとつては非常なる壓迫となつた。

かくして土地所有權を、或は耕作權を失つた多數農民は農村離脱のやむなきに至つた。この豊富な勞働力は近代の工場に、鑛山に、或は鐵道土木工事等と各種産業部門に流入したが、その一部は北海道に於ける資本家的農場企業に必要とする勞働力供給の源泉をなしたのである。

各農場小作人の移住動機を見るに、何れも過重なる年貢の負擔、苛酷なる耕作及施肥規程による生活の貧困化、人口の過剰による耕地の缺乏に原因する細農の生計困難等を擧げてゐる。一例として山形縣よりの移住農民が移住原因として述べてゐる彼等の郷里に於ける生活を示さう。

小作地積ノ狹キト小作料ノ高貴ナルトニヨリ困迫極マル生活ヲ營ミツツアリシモノナリ。……小作スル地積ハ普通田畑合シテ僅ニ七八反ニ過ギズ、小作料ハ畑ハ平均一反歩玄米二俵(四斗俵以)、水田上田玄米四俵、下田ト云フトモ尙ホ三俵ヲ下ラズ。然ルニ當地方ニ於ケル平作ハ上田ニ於テ七俵、作物不良ナルトキハ僅々五俵ノ收穫物ナリ。假リニ八反歩ノ上田ニ於テ五十六俵ノ收穫アリトシ、一石相場金十圓トスレバ金二百二十四圓ヲ得ベキモ、其六割ハ年貢トシテ引去ラル、ヲ以テ一家ノ粗收入ハ僅ニ金八十九圓六十錢ニ過ギズ。此ノ僅少ナル粗收入ノ内ニ肥料ヲ購入シ公租ヲ納メザルベカラズ。然ル時ハ如何ニ計算スルモ元ヨリ一錢ノ貯蓄ダニ……能ハサル處タリ……聊カノ災害ヲ被ルトキハ忽チ乞食タラザルヲ得ザル状態(大中農場經濟調査 貳)

であつた。この外岩手・宮城・福島・石川・富山・奈良・兵庫・岐阜・三重・愛知・愛媛・香川・徳島等よりの移住者も皆生計の困難によると述べてをり、<sup>註⑩</sup>府縣農民生活の貧困化が、北海道農場經營に對する勞働力供給の源泉をなしてゐた事を認め得るのであつて、北海道に於ける資本家的農場企業的發展は府縣より潤澤なる勞働力の供給によつて極めて有利な條件が與へられたのである。

かくして府縣に於ける資本主義の農村進入の強化によつて農村より押出された是等農民は、二度北海道に於て新なる資本主義經濟組織の中に再編入されたのであつた。

尙この外明治二十年後の北海道開拓論の勃興による刺戟、帝國議會に於ける北海道問題の論議を通して内地人の腦裏に北海道をより多く印象付けた事等が考へられるが、是等を論ずる事は餘りに多岐に互るゆへ別の機會に譲るが、只當時の開拓論中なほ明治初年以來の北門鎖鑰論に重點を置き、「石狩原頭炊烟未ダ擧ラサルノ時、圖南ノ猛鷲早ク既ニ北海ノ孤豚ヲ獲シ去ランコトヲ」<sup>註⑩</sup>憂へたものもあつたが、既にかかる北門鎖鑰論を脱して、府縣資本家の投資市場たるべき事を主張し、徒らに政府による内地貧農の保護移住を非とし、自由開拓隨意移住を主張し、府縣資本家に土地の投機賣買を許して之を盛ならしめ、北海道の各種産業に投資せしむべしとして「北門ノ鎖鑰トモ云ハズ國民民福トモ説カズ義理ヲ立テズ責任ヲ帶ビズ……北海道ヲ開拓スレバ大利益アリ。故ニ此大利益ヲ目的トシテ移住シ投資シ勞力ヲナスベシ……若シ利益ヲ主トセズ國ニ對スルノ義務、又ハ北門ノ鎖鑰一件ヲ其腦髓ヨリ掃ヒ去リ精神ヲ利益一方ニ注射セン事ヲ希望スルモノナリ」<sup>註⑪</sup>と論じたのであつて、かゝる開拓論の發生は北海道開墾事業に對する國民的觀念の變化を示すものであり、開墾事業は今や資本家による利潤追窮の目的物として考へられるに至つた事を示してをり、かゝる論の發生は注意すべきものがある。

註⑩ 赤心社沿革。

- 註② 高橋、前掲書二〇二頁。
- 註③ 大中農之適度(明治三十年北海道農會ノ答申書)。
- 註④ 高橋、前掲書、二〇八頁、二一二頁。
- 註⑤ 北海道金融史、九九頁。
- 註⑥ 同書、八〇頁。
- 註⑦ 北海道拓殖銀行法(明治三十二年三月、法律第七十六號)第一條、第二十五條、第二十六條。
- 註⑧ 北海道金融史、八二頁。
- 註⑨ 北海道廳第十二回拓殖年報、二五八頁。第十八回北海道廳統計書、三五二頁。
- 註⑩ ヘ・マイエツト、日本農民の疲弊及其救済策(日本産業資料大系第一卷)三七八頁、四二四頁、四二五頁。
- 註⑪ 高橋、前掲書、一五三頁。
- 註⑫ 北海道殖氏政策ニ付上申。
- 註⑬ 高橋、前掲書、四〇七頁。
- 註⑭ 殖民公報、第三十一號、七頁。
- 註⑮ 殖民公報、第十五號、一二頁。第十六號、八五頁。第十七號、九二頁。第二十一號、四五頁。第二十五號、一頁より八頁。
- 註⑯ 土田政治郎、北海道論、一三頁。
- 註⑰ 岩橋謹次郎、北海道開拓新論、二二頁。

#### ロ、殖民政策の變更と農場經營の發展

上述の如き社會的背景の下に政府が北海道に對して採つた殖民政策は如何なるものであつたか、又その政策が資本家的農場企業發展と如何なる關係にあつたかを、國有未開地の處分方法移住民に對す

る保護方法を中心として考察しよう。

明治二十年五月北海道廳長官岩村通俊は、

移住民ヲ獎勵保護スルノ道多シト雖モ渡航費ヲ給與シテ内地無頼ノ徒ヲ召募シ、北海道ヲ以テ貧民ノ淵藪ト爲ス如キハ策ノ宜シキ者ニ非ズ。自今以往ハ貧民ヲ植エズシテ富民ヲ植エン。是ヲ極言ス

レバ人民ノ移住ヲ求メズシテ資本ノ移住ヲ是レ求メント欲ス(郡區長會議ニテノ演說)

と述べ、又井上、山縣兩大臣モ北海道へハ「成ル丈ケ富民即充分ニ資力アル者ヲ勸誘シテ一筆限り廣大ノ土地ヲ引受ケ規律上ノ勞働ヲ用キテ之ヲ開墾セシムル様計劃セザル可ラズ……徒ニ貧民ヲ移シテ勞働不規則ナル小農ノ數ヲ加フルトモ遂ニ復タ益ナキ」事註①を主張し、政府の意圖は資本家による開墾殖民事業の發展を期待したのである。この意圖の下に先づ最切に行はれたのは國有未開地の處分方法の改正であつた。

從來の國有未開地の處分方法は、専ら北海道土地賣貸規則によつて處分されてゐたが、この規則に於ては一人十萬坪以上の土地を買受ける事が出来なかつたが、明治十九年六月に之を廢止して北海道土地拂下規則を制定したが、この規則は「拂下ノ面積ハ一人十萬坪ヲ限リトス、但盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ特ニ拂下ヲ爲スコトアルベシ」註②と規定して、この但書によつて大地積拂下可能の途を開き、勃興し來つた内地資本案の開墾事業投資に備へた

のである。果してこの但書の濫用による大地積の拂下は多く行はれ、遂に明治二十四年八月渡邊長官は近年一億五千萬餘坪ノ大地積ハ舉ゲテ二三人ノ手中ニ歸シ……一人若クハ數人ニシテ千萬坪百萬坪以上ノ大地積ノ貸下ヲ請ヒ、其許可ヲ得ルモノアリ……若干ノ小地積ヲ得勞働ノ力ヲ以テ土地ヲ拓キ……自立經營昭代ノ民タラント欲スルモノアリ。而テ本道少地積ノ貸下ヲ求メ之レヲ待ツ事久シキハ三年五年ノ歲月ヲ經過シテ其准許ヲ得ズ、因縁以テ之ヲ訴フルニ道ナク空シク道途ニ立チ怨嗟ノ聲ヲ發スルヲ聞ク。遂ニ資金蕩盡シ、妻兒離散シ、身生テ郷國ニ歸ルヲ得ズ、坐シテ本道ニ衣食スル能ハズ零丁孤苦無告ノ窮民タルモノ少カラズ……明治二十年ノ出願ニシテ如此ノ士民ハ僅々タル少地積モ下付ヲ受ケザルモノアリ、本年ノ出願ニシテ或人民ハ幾百萬坪ノ大地積モ許可ヲ受ケタルモノアリ(渡邊長官演說)と痛論して、綱紀の肅正を叫んだ程であつた。

然してこの傾向は我國資本主義の勃興を背景として次第に顯著となり、殊に日清戰役による一大飛躍に對應する爲に政府は明治三十年三月北海道國有未開地處分法を制定して、資本家による農場企業の發展に積極的なる保護を與へたのである。

この法律によれば開墾、牧畜、植樹等に供せられる國有未開地は、其面積に制限なく一様に、成功の上は無償付與される事となつた。そして土地の貸付面積の制限は、開墾及牧畜に使用する土地は百

五十萬坪及二百五十萬坪以下としたが、會社又は組合はこの地積の二倍迄可能としたゆへ、その面積は殆んど無制限に等しかつた。この大地積は無償にて、原則として十ヶ年内(植樹又は泥炭地の開墾に限り、特に二十ヶ年以内とす)の期間を以て貸付され、その間に豫め提出せしめてある起業様式により事業を經營せしめ、成功の上道廳の成功検査を経て其土地の全部若しくは一部が無償にて付與されたのである。<sup>註③</sup>

この無償付與の方法は一方には自作農に於ても有利であつたが、それよりも大土地經營者にとつては非常なる利益が齎らされたのである。即ち大地積の貸付を受け小作制を以て農場を經營せんとする時には、小作人の募集、保護、給與、道路、排水溝の開鑿等に少なからざる資金を必要とするゆへ、この上土地付與に際して土地代價の納入を求められる事は、たとへ千坪の代價一圓は少額とはいへ、大地積經營者にとつては少なからざる金額となるゆへ、その苦痛は大であつた。既に明治二十九年には北海道大農場主會は委員を上京せしめて國有未開地無償付與の運動を始めてゐる。又明治三十年に施行された北海道國有未開地處分法が、最初貴族院に提出された時の政府原案は、三萬坪以下を貸付したる者にも無償付與とし、それ以上は千坪に付一圓の割にて賣拂んとしたのであるが、之に對して北海道協會頭近衛篤磨は反對意見書を發して、大土地經營者に對する國有未開地の有償付與の方法は、千坪壹圓と雖もその地積大なる時は大なる苦痛であり、且大地積經營者は或は道路、排水溝の開

鑿、小作人への各種保護施設に少なからざる經費を要するゆへ、有償付與となす時は是がために、かへつて開墾企業者の企業心を阻止する結果となり北海道の開拓は遲滞して、その結果國家は、千坪壹圓の土地代價を徵收するよりもかへつて租稅收入の點に於て損失を招き、差引損失を蒙ると主張し、<sup>註④</sup>貴族院の委員會にても同様の説多數を占め、遂に大地積も亦無償付與となすべき事に修正されたのであつて、<sup>註⑤</sup>是等の強力なる反對運動を見ても如何に有償付與が大地積經營者にとつて大なる苦痛であつたかを知り得ると同時に、無償付與が彼等に如何に有利であつたかを知り得るのである。然して貴族院にての修正は、衆議院にても亦可決され、同法の施行によつて資本家による農場經營に對して積極的なる保護が與へられたのである。

更に資本家に對する保護の積極性をば貸付地豫定存置の點より考察しよう。

貸付地豫定存置とは一の團體を組織して北海道に移住せんとする團體に對して、其移住を完了する迄賣拂(明治三十年後は無償付與)の前提である國有未開地の無償貸下(明治三十年後は無償貸付)をなすべき土地を道廳に於て豫定して置き、移住者が來着する時、直にその土地を貸付する制度があつて、此制度の適用を受ける時は渡道後土地の選定、其他無用の日數を費す事なく、従つてその經費を節減し得る事非常に大なるものがあつた。この制度は同一地方より團結移住する時は、移住民は相互扶助によつて開墾に努力し得て、その進度も速であり、又土地への定着性を多く有してゐるゆへ、政府は

是等團體移住による北海道開墾の有利なるを認め、之を保護せんとした事に端を發してをり、最初の意圖は自費渡航可能なる自作小農的團體の移住を期待して設けた制度であつた。

明治二十五年に三十戸以上の團結移住に對して、三ヶ年以内を限つて貸下停止中の土地と雖も豫定存置する事としたのを最初とするが、翌年の改正によつてこの特典は小作制農場經營者に均霑され、其後數度の改正を経て、其人員は三十人より二十人に減せられ、又二十萬坪以上の大農經營者に對しても豫定存置の特典を與へて、大地積經營者に非常なる好條件を與へたのである。<sup>註⑦</sup>

かく國有未開地の處分法規は次第に資本家による農場經營に都合よき方向に改正され、自作小農扶殖を目的とする貸付地豫定存置の特權に於てすら、これ又その適用をば資本家的農場經營者に迄及したのである。

次に移民に對する保護施設に就いて考察しよう。

政府は明治初年以後引續き行つた府縣貧困者の北海道移住に對する直接的保護政策が、徒らに移住民の依頼心を増して、かへつて開墾事業の進捗を阻害するとの理由を以て、明治十九年北海道轉籍移住者手續を廢止して、直接的な保護施設を大部分廢止して、専ら間接的助長の方針によつて、殖民地の施設充實を圖り、有資力者の企業を期待したのである。かゝる政策の具體化として明治十九年より新開道路の里數は激増し、明治二十四年の如きは百四十里を示してゐる。<sup>註⑧</sup> 明治二十九年には北海道鐵

道布設法が發布されて、鐵道建設は大いに進み、明治三十七年には營業哩數は五百八十三哩に昇つた。<sup>註⑩</sup>その他郵便局、電信局の激増等が數へられる。<sup>註⑩</sup>

又明治十九年八月より殖民地選定の事業が始められ、明治二十二年に至る四年間に於て全道著名大原野の調査を完了し、農耕牧畜區地貳拾八億六千六百六十萬坪を選定した。<sup>註⑪</sup>

殖民地區劃法も明治二十二年兩龍郡トツク原野を實施したのを最初として全道原野に及した。大體一萬五千坪(間口百間  
奥行百五十間)を一戸耕作標準面積とするもので、直角法によつて行はれたのである。この制度の實施によつて區劃地の境界は整然としてゐるゆへ、農業經營上或は牛馬を使役し、或は機械力を利用する上に頗る便宜であつた。そして區劃測設に際してその土地の地勢、土性、氣候、植物、水利、交通等に關して殖民地選定の時より一層精密に調査した。<sup>註⑫</sup>是等二事業によつて勿論自作小農者も土地選定の誤をなさず大いに利益を得たのであるが、資本を投下して大地積の經營に當らんとする者にとつては土地選定の適否が非常なる影響を及すゆへ、資本家はこの二事業によつて大なる利益を得たのである。<sup>註⑬</sup>又區劃地の適當なる所に市街豫定地を測設して、殖民地の市場となし、農産物は是等市街地に吸収され、各殖民地の生活必需品は又こゝより供給され、農民の經濟生活をば圓滑ならしめたゆへ、大地積の貸付を受けて農場を經營せんとする者には非常なる便益となつたのである。

又この時代に於ける北海道移住者に對する直接的保護施設は僅に北海道に於ける鐵道の無賃輸送

と、府縣の各鐵道、汽船の運賃割引であつたが、これとても府縣貧困者の北海道移住の保護よりも寧ろ小作制經營に便するものであつた。

即ち幌内、郁春別鐵道は明治二十一年より移民をば三年間無賃輸送し、北海道炭礦鐵道會社は同十二年十一月より移民及移民の日常品をば無賃輸送をなした<sup>註⑩</sup>が、既に諸種の直接的保護施設の廢止された時に於ては、かゝる道内の無賃輸送の如き特典は、府縣貧困者にとつては殆んど利用價值なきものであつた。又北海道協會が北海道移住者に對して、府縣の海陸交通機關運賃低減の爲に發行した割引證票は「一戸又ハ一族ノ獨立移住者ニアツテハ」家屋、家具、食料、農具料等として百三圓十錢五厘、外に旅費實費の支出能力ある者及び「勞働ノ爲被傭者トナリテ移住スル者、又ハ小作人」に限られたのであつて、後の場合は其雇主及び地主の資産、事業の程度を以て見込の標準とし、被傭人、小作人等本人の資力は問題とせなかつた。<sup>註⑪</sup>かゝる制度であつたゆへ、府縣の貧困者は小作人として資本家の保護の下に移住するより外なく、協會のこの保護も小農移住保護よりも寧ろ、農場經營者に對して勞働力を供給する點に於て大いに利用されたと考へられる。又明治三十一年に至つて政府は漸く鐵道、汽船の割引を行つたが、その割引率は區々であり、最も利用される汽船の割引は一割五分に過ぎず、且つこの割引も渡航費を支辨し得るものに限つたゆへ、<sup>註⑫</sup>協會の割引同様府縣貧窮者にとつては無價値のものであつた。即ち是等の特典は移住費として相當の資力ある者にも與へられたのであつて、府縣

の貧困者は自己の更生の地をば北海道に求めんとしても、「北海道ニ行カントスルモ旅費ナク、移住シテ直ニ勞働ニ就カントスルモ其資本ナキ」<sup>註⑩</sup>状態ゆへ、資本家の農場小作人として渡道するより外なかつたのである。かくの如く政府は是等府縣貧困者に對しては渡道施設に於ても、直接的なる保護施設を講せず、自費渡航者の運賃割引に止めたがため、貧民はやむなく小作人として渡道したがゆへに、間接的には農場經營に對する勞働力の供給を圓滑ならしめる役割をなしたのである。

上述の如く農場經營に對する客觀的状態の好轉化及び政府の政策も亦明治十九年以後は「保護ヲ貧民ニ惠與セズ寧ロ富民若クハ一會社ヲ保護セントス」<sup>註⑪</sup>と言はれた如く、農業部門への資本投下を保護したがために、明治十九年以後大地積の貸下は増加し、北海土地拂下規則によつて農耕を目的として貸下られた地積は、明治二十八年末現在では六億餘萬坪であり、この中制限外即ち十萬坪以上の貸下地は三百二十二筆、二億五千萬餘坪であつて、<sup>註⑫</sup>一筆平均凡八十萬坪に達した。又明治三十年三月末現在では、一筆五十萬坪以上の大地積の貸下を受け、農業を經營した者は九十九人、其面積壹億九千五百八十六萬餘坪であつて、<sup>註⑬</sup>一人平均百九十七萬餘坪に達したのである。この外に中途にて事業を中止し、或は道廳より貸下地の取消處分を受けた者も少なからざる數に昇るゆへ、貸下の指令を發した大地積の面積は更に大なるものであつたと考へられる。

明治三十年四月以降は上述の如く、地積の大小を論せず、皆無償付與の前提條件としての無償貸付

の處分を受けただがために、大地積の出願は非常に多く、三十七年末現在では農耕を目的として百町歩以上の國有未開地の貸付を受けた面積は、三億五千三百四十五萬餘坪であつて、<sup>註②)</sup>この面積は農耕の目的を以て貸付された國有地の總面積中三十四%を占めてゐる。

名郡	年次														
	明治十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年
小作地ノ全對スル面積ノ百分比	一八・四%	一八・六%	二〇・三%	二一・四%	二二・四%	二二・七%									
大農經營地ノ面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中作地ノ面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作地ノ面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大農經營地ノ面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中作地ノ面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作地ノ面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

明治三十二年以前ハ北海道廳第十四回拓殖年報ニヨル  
同 三十三年以後ハ北海道廳統計書ヨリ算出ス

右表に於ても我々は大地積の拂下を受け、小作制による農場經營發展の趨勢を知り得るのである。勿論この比率は、二十年代に盛に行はれた大農經營法による大地積開墾は自作地として計算されてゐるがために、小作地の割合は比較的小さな數字となつて現れてゐる事に注意を要する。

- 註① 井上 馨 北海道開墾及運輸意見、四八頁。
- 註② 山縣有朋 北海道土地拂下規則(明治十九年六月)第二條。
- 註③ 北海道國有未開地處分法(明治三十年三月)第三條、第九條。明治三十年勅令第九十八號。
- 註④ 北海道國有未開地處分法案に對シ修正ヲ要スル趣意書。
- 註⑤ 第十回貴族院議事速記録、二二五頁。
- 註⑥ 殖民公報、第三號、二八頁。

- 註⑦ 明治三十年拓務省令第三號。同年北海道廳令第二十四號。
- 註⑧ 拓地殖民要録、一四三頁。第二拓地殖民要録四三九頁。
- 註⑨ 北海道史附録統計、二〇九頁。
- 註⑩ 同書、二一三頁。
- 註⑪ 北海道殖民地撰定報文、緒言。
- 註⑫ 第二拓地殖民要録、五八頁、五九頁。
- 註⑬ 同書、五九頁。
- 註⑭ 同書、四〇二頁。
- 註⑮ 安田泰次郎、北海道移民政策の歴史的研究、六〇七頁。
- 註⑯ 明治三十一年二月内務省訓令、第一號。
- 註⑰ 勝山孝三、北海道殖民策日本開富、二二〇頁。
- 註⑱ 鈴木銑太郎、晩成社ノ義舉ト忍耐トヲ祝シ并テ事業ノ擴張ヲ望ム。
- 註⑲ 大中小農之適度。
- 註⑳ 北海道廳第十一回拓殖年報、九二頁—九八頁より計算す。
- 註㉑ 明治三十七年末現在北海道國有未開地大地積貸付表より計算す。

## ハ、農場經營の發展と其内容

次に我々は是等農場經營による開墾事業の内容に就いて考察しよう。

明治二十年頃より從來の我國農業經營法の改革が叫ばれ、大農經營論が盛に唱導されたが、之に刺戟されて北海道に於ても從來の農業經營法を脱して、賃銀勞働者を使用して、大農組織による農業經

營が行はれるに至り、明治二十五年以前に於ては北海道到ル處大農組織盛ニ行ハレタ<sup>註①</sup>のである。組合華族農場、及その跡である、蜂須賀、戸田兩農場、橋口農場、犬養毅貸付地等がその主なるものであつた。

組合華族農場は三條、蜂須賀、菊亭、戸田、大谷、秋本等の諸華族が相謀つて、北海道にて農場を經營せんとして、明治二十三年一月雨龍郡にて國有未開地一億五千萬坪の貸下をかけたのに始まる。

この農場の經營は専ら賃銀勞動者を使用して、畜力及機械力によつて米國式農法によつて農業を經營したのであつて、

大資本ヲヲロシ農具等一切米國ヨリ買入レ、何レモ驚クベキ仕事ニテ、百七十町歩ノ畑ハ一望坦々、向端ハ殆ンド見ル事能ハズ、殊ニ四十町歩ノ玉蜀黍畑ハ見ル人ヲシテコレハトバカリ驚カシム……定雇人即家畜ノ取扱器械ノ使用等心得タル人夫ノ給料ハ一日金三十錢乃至八十錢ナリ(開拓殖民進歩景況所收、中村某より上岡某への報告)

との報告によつて、その經營の規模の大なりし事を推察し得るのである。又二十四年に三條公の薨去によつてこの農場を解散し、各出資者に對してその出資額に比例して成墾地、牛馬、農具器械を分配し、町村管理人には其報酬として、農具器械等を原價の三分一にて譲る事としたが、この際に蜂須賀、町村兩氏に譲られた牛馬及農具は、耕馬三十二、牛三十五、サルキープラオ五・コンプランター一、  
Sally plough  
Corn planter

Breaking plough    Seed sower  
 新墾ブオラ四・シードソーア四・再墾ブラオ六・ハロー五・デスクハロー一・カルチベーター五・ル  
 Root Cutter    Reaper    Hay tedder    Corn sheller    Hay cutter  
 ートカッター三・リーバー一・ヘーテッター一・コンセイラー一・ヘーカッター一を始めとするこの  
 外十數種の西洋農具日本農具であつて、町村農場への農具代は二千八百餘圓に及んでゐる。<sup>註②</sup>この外戸  
 田農場に對しても分讓されと思はれる是等諸農具機械の數及び現存する當時の巨大なる馬小屋<sup>長さ二  
 幅四</sup>、農具器械倉庫<sup>間口八間  
 奥行五間</sup>等を見る時、當時の經營法が如何に大規模なる組織によつて行はれたか  
 を想像し得る。

橋口農場は橋口文藏が北米合衆國に多年留學して農業を専攻し、且つ米國の大農的農業經營法を體  
 験して歸國し、我國に於ける農業經營の集約的であつて小地積經營に満足し農民の生活が甚だ困窮し  
 てゐるのを改善せんとして、先づ新殖民地である北海道に於て模範的農業の經營をば意圖したのに始  
<sup>註③</sup>  
 まる。

氏は明治二十年に有珠郡壯瞥村字壯瞥に十萬坪、虻田郡虻田村字尻別<sup>今の留  
 壽部</sup>に於て百八十二萬餘坪  
 の貸下を受け、米國式大農經營法によつて經營せんとして、自己の知人である桑港の農具製造者に依  
 賴して、サルキープラオ・スタープルフラオ・ソッドフラオ・チルドフラオ・サイドヒールフラオ・デ  
 Desk harrow    Drill    Seed sower    Cultivator    Reaper    Mower    Corn Sheller    Horse hoe  
 スクハロー・ドリル・シードソーア・カルチベーター・リーバ・モアー・コンセーラ・ホールスホー  
 Hay Cutter    Horse rake  
 ヘーカッター・ホールスレーキ等の諸農器機械をば米國より輸入し、その價格は二千數百圓に達した。<sup>註④</sup>

Mower reaper  
Wheeled plough

そして是等の農具を使用して、「山間ノ避地ニ於テモア・リーバー、輪裝犁ノ如キ物が……鞭々ノ聲ヲ發シ」たのであつた。<sup>⑤</sup>

この外犬養毅は明治二十四年に瀬棚郡利別原野に於て國有未開地六千七百五十一町歩の貸下を受け、これ又大農組織による農場を經營せんとして、米國より農具諸機械を輸入して瀬棚港に陸揚し、<sup>⑥</sup>蜂須賀、戸田兩農場も亦最初は大農組織によつて經營し、加藤泰秋は橋口農場を受けつぎ一大抱負の下に米國式大農場制の經營を行つたのである。<sup>⑦</sup>

かくの如き賃銀労働者を使用して大農經營の方法による如き、高度なる資本主義的經營法は先に舊武士階級によつて組織された開墾諸會社によつて、その萌芽を示したが、今や府縣資本家の北海道開墾事業への投資増加と共に、この生産様式は華々しく北海道農業部門に現出したのであつたが、これは外國智識の吸收に餘りに熱心であつた結果歐米の新生産様式の移植模倣にのみ餘りに急であつて、歐米と少なからず社會的經濟的事情を異にする我國の現實に對して餘りに盲目的であつた憾がある。

故に是等の事情が冷靜に考へられ、現實を正視した時、この生産様式は他の構造に置き換へられたのである。即ち大農制農場經營より小作制農場經營への移行である。

北海道の小作制度は普通小作と開墾小作との二種であつたが、普通小作とは成墾地に入地して農業を經營するものであるゆへ、こゝでは除外し、専ら開墾小作の内容に就いて考察を進めよう。

開墾小作法は資本家が國有未開地の貸下(貸付)を受けて農場を經營せんとして、この土地に小作人を入れ、彼等によつて土地の開墾及農業經營を行はしめんとする方法であつて、原則として是等小作人をば府縣農村の過剩勞働力に求めたのであつた。故に是等小作人に對しては旅費の支給、食料の貸與、小屋掛料、農具料、種子料、開墾料等の支給が行はれなければならなかつた。

是等移住小作人となる者の殆んど大多數は府縣農民の貧困化の結果であつたがゆへに、自費渡航は到底不可能であり、従つて一般農場主は彼等に旅費を貸付せなければならなかつた。そしてこの金額は無利子、年賦償還の方法によつて返却せしめたのである。

食料に關しては、是等新移民は新墾地に入地する事ゆへ一般農場主は移住年の收穫期迄は小作人及其の家族に對して食料の現品給與を行つたのである。交通不便の地では、この食料貯藏の爲に貯藏庫を建設したのもあつた。中には「獨立自營ニ至ルマデ」食料を貸與したものや、食器、家具類を貸與したものもあつたが、是等は例外であつた。然して是等食料費は無利子年賦償還の方法によつて地主は回収したのである。

小屋掛料は即ち移住小屋の建設費であつて、一般には五圓乃至十五圓が給與された。中には農場主に於て移住小屋を建て、與へた者もあり、又貸付の形式をとつたものもあつた。貸付形式によるものは無利子年賦償還の方法によつて返納せしめたのである。

農具代・種子代は一戸に對して五圓乃至七圓が給與され、これによつて新移民は開墾及農耕に従事した。そして開墾反別に對しては、開墾料として一反歩に付一圓乃至三圓をば土地開墾の難易によつて支給したのである。<sup>註⑤</sup>

この外農場主は排水溝、道路の開鑿、土地改良等の諸經費を支出してゐる。明治三十年の蜂須賀農場の經費概算表を見ると

一金貳千圓	渡航費	但一戸ニ付金貳拾圓ノ見積リ 百戸ニ付如此
一金千五百圓	小屋掛料	但一戸ニ付金拾圓 百五十戸ニ付如此
一金九千七百五拾圓	開墾費	但草原五拾町歩反ニ付壹圓五拾錢 樹林三百町歩反ニ付參圓
一金貳千百五拾圓	土木費	但道路一萬七百五十間一里ニ付 平均貳拾錢ニ付如件
一金千貳百貳拾五圓	事務所費	(明治廿六年侯爵蜂須賀農場) 樞要議錄

と計上してゐる。

これ等投資に對して地主は小作人に對して開墾後三年間は鍬下年期として小作料を免除するが、四年目より一反歩につき三十錢乃至壹圓を小作料として徴收し、數年後に至つて大體隣地に準して小作料を更定するのを通例としたのである。

然して農場主の投資内容を見るに、何れも直接生産に關係あるものであり、且つ農場經營に當つて

地主は農場地の選定、土地改良、移民募集を始め開墾及農業經營の指導等を行つてをり、彼等は資本家であり、又企業家でもあつた。故に小作料は是等生産に直接關係ある投資資本に對する利子、企業家としての利潤の合計として理解し得るのである。従つて府縣の一般小作料が、土地買収資本に對する利子と言はれても、地主は農業生産に殆んど何等の資本をも出してゐないのと大いに異り、開墾小作法による小作料は遙に強力なる「徴收さるべき經濟的基礎」を有してゐると考へられる。それだけの開墾小作法の構造は府縣一般の小作法の構造より遙に資本主義化されたものと考へられる。又小作料の内容より見ても、府縣の小作料は年貢と稱し、原則として現物納であり、依然として封建的な生産物地代の舊態を保つてをり、従つて收穫物の四割は地主に徴收され、更に自家食料を控除する時は彼等が商品として自己生産物を販賣し得る額は極めて少く、小作農は我農村經濟の急激なる商品生産化によつて齎らされた農村經濟の資本主義化とは懸け隔てられた存在であつたに反して、北海道の小作農は小作料が貨幣化されてゐるがために、全生産物は自己の手によつて商品として資本主義的に處理しなければならなかつた。且小作料は「年ノ豊凶ニ拘ラス」と規定されてゐるゆへ、小作料は常に一定してをり、小作農は出来るだけ商品として有利作物を選定し、之を最も有利に販賣して多額の貨幣的總収益を擧げ、この中より小作料及經營費を控除して、其殘額の多からん事を意圖せざるを得ない。殊に北海道の諸作物はその性質上主として世界市場の價格變動に従屬せしめられたのであつて、

小作農は全く資本主義精神の洗禮を受け、營利主義的利害に尖銳に直面せざるを得なかつた。かくして生活の手段としての生産よりも資本主義的利潤の獲得への意圖が強く働いてゐる。北海道農民が投機的であると言はれるのも一面にはかゝる小作制の構造がかく決定するのであり、北海道開墾小作法の構造が府縣の小作法よりも資本主義的構造に於て、より進んだ構造を有してゐると考へられる。

又開墾小作法に於て特に顯著なるものは小作人に對する土地分讓規定と、地主小作人關係の成文化とを通じての小作人に對する統制強化である。

府縣の地主對小作人の關係は當時に於ては、單に土地の貸借關係に止らずして、封建的遺制の面影を止めて身分的隸屬關係が全然排除されてゐない。従つて彼等が土地を捨て、農村を離れるのは、その生活が到底維持されざる時に至つて始めて行はれたのであつた。然るに北海道に於ける地主と小作人との關係は、只契約によつて結ばれてゐるに過ぎなく、且その土地は新移住地なるゆへ居住地に對する愛惜の情の如きは殆んど絶無であつた。これがために小作人が甲農場より乙農場へと轉々移動する事は極めて容易であり、又新殖民地であるためそこには何等社會的制裁がなかつたので、食料給與期間の満期と共に、或は歟下年期の經過と共に農場を逃亡する小作人の數は少なからざるものであつた。而して農場主は小作人を入地せしむる迄には多額の金品をば給與及貸付してゐるゆへ、小作人が頻々として逃亡する時は非常なる損失を蒙り、企業進行にも大なる支障を來す事を恐れたのである。

この防止手段の一として土地分譲制を採るに至つたのである。この制度は墾成割渡地(一戸壹萬五千坪を原則とす)をば契約期間内に墾成した小作人に對して、小作地の一部をば讓渡して、直接保護の金額を減少せんとしたのである。その割合は十分の三内外を通例とする。そして讓渡の内容は、中には權利移轉登記を行つて小作人の完全なる私有地となすものもあるが、<sup>註⑩</sup>大部分は小作契約書による地主小作人間の契約に止め、従つて小作人は分譲地に對して所有權なく、ただ小作料が徴收されないに過ぎないのである。故にこの土地に對して特別小作地の名稱を附してゐるものもある。<sup>註⑪</sup>又土地を明示せずして、成墾後は耕地の何分一に相當する面積に對する小作料を免除するに過ぎないものもある。<sup>註⑫</sup>

この分譲地は農場主の許可を得ずして、他人に對して質入、讓渡をなす事を禁止、若し止むを得ざる事故により賣却せんとする時は、農場主より相當代價を以つて買上げる際は、拒む事を得ざるものとし、又地主が小作人を退場せしめる際は分譲地の沒收を行ひ、小作人に損害あるとも辨償を行はない事を規定してゐる。<sup>註⑬</sup>然して是等分譲地は一戸當り耕作地の一小部分であつて、この土地にて一戸の生活は支持されず、小作人として存在する事を前提條件として享受し得る特典に過ぎなかつた。これが爲に小作人は土地に束縛されて比較的他に轉出逃亡する事が少なかつた。農場主はこの方法によつて小作人の移動を防ぎ、又これによつて自己の直接投資額の減少をはかり、同時に小作人逃亡の際の損失減少に備へたのである。更にこの分譲規程は成墾後と雖も貸付金額の返濟後に非ざれば實行せ

ざりしゆへ投資金額の一部回収にも有效であつた。

農場規則、農場小作人取締規則等の成文化は明治三十年後に普遍化されてゐるが、それ以前にも既  
に是等の成文規程の存在する農場も少くなかつた。是等規程の成文化によつて小作人の資格、土地の  
貸付條件、即ち小作契約の條件、小作解除規程等が成文化され、これによつて小作人への統制を強化  
し、開墾、農業への努力をなさしめたのである。

小作人にとつて最も重大なる關係ある、小作條件、及小作解除規程を見るに、小作人となるには一  
戸少くとも二人以上の勞働可能人員を必要とし、移住と同時に自己の本籍をば農場内に移す事を原則  
とし、又家族中に刑事上の前科なき者等の條件が示されてゐる。<sup>註⑤</sup>解除規程は「小作人ハ小作契約期間  
中ト雖モ將來農事發達上土地整理耕地整理公共事業土地保安上必要ノ場合、若クハ公私ノ別ナク有利  
有益ト認ムル場合ニハ配當地積又ハ割當成墾地ニ關ラズ管理人ニ於テ土地ノ交換分合又ハ返還ヲ命ズ  
ルコトアルベク其場合ニハ異議ナク指揮ニ從フベシ」とし「又公共ノ爲メ使用スルカ又ハ地主ニ於テ必  
要アルトキハ之ヲ引上グコトアルベシ」と規定して全く農場主の意志によつて行はれたのであつた。

その他解除條件として小作料の怠納、開墾不熱心、他所への轉居、農期間の出稼、相互扶助の義務を  
盡さざる者、賭博又は淫酒に耽る者、農場の安寧を害し風俗を紊亂する者等が擧げられてゐる。<sup>註⑥</sup>又是  
等の規程中には農場にて指定した休日以外は勞働を休止する事を禁ずる旨を明記して、一定の規律の

下に一齊に勞働を強制してゐるのである。

更にこれ等規程の制定によつて經濟外強制である農場主及管理人への服従、日常生活への干渉、無料勞働奉仕等が成文化されて、小作人への精神的束縛を強化してゐる。日常生活の心得として、「相互懇篤禮儀ヲ重ンジ勤儉質素ヲ養ヒ専心一致農事ニ勉勵シ驕奢放逸ニ流ルル事」冠婚葬祭ハ相互ニ慶弔スベシト雖モ其分ヲ守リ虚禮ニ失スル事、喧嘩口論、休日に非ざる日の飲酒等を嚴禁し、或は凶作及不測の災害に備ふる爲め毎年收穫物の一部又は現金をば、組合を作り積立てしめる事等を規定して、是等の問題をば單なる道德的問題、或は各自の共同生活上の自制心に俟つなどせずして、直に小作解除の條件を充すものとして小作人を束縛したのである。中には婚姻は男二十歳、女十八歳以後とし、婚姻に際しては衣服はたゞ寒暑を凌ぐ程度の準備をなし、祝宴は雙方の父母、媒妁人に限る事。死葬の節の心得としては、寺院親戚と雖も二十町以内の者は各自宅にて食事をなすべき事、靈前の供物は御明し、線香、四花のみとすべき事、親戚は野邊送に際しては禮服を着用せず、仕事着のまゝにてなすべき事、棺桶の規定など詳細なる生活基準を規定したのもあつた。<sup>註⑩</sup>又日露戰役による時局緊張の非常時ではあるが衣服及食物の制限、飲酒及喫茶の制限、砂糖及洋燈の平素使用禁止、就眠後は必ず消燈する事、履物の制限、夜は十時前に必ず寢に就く事等を規定し、更に之が勵行の爲に監視人を任命して極端なる日常生活への干渉を行つてゐる。殊に上述の共同貯蓄による備荒貯蓄法は、一面に於て小作人

の逃亡防止に重要なる役割をなしてゐる。即ち年を経過するに従つて各自の醸出金額及穀物は次第にその蓄積額を増大するため、小作人は次第に増大するこの蓄積を放棄して逃亡する事は彼等にとつては忍び得なかつた。農場主はこの心理を利用し巧に小作人の統制を行ひ、同時にこの方法によつて小作料の不納を緩和し得たのである。

勞働無料奉仕は一般には農場内の道路、橋梁、用水路、排水路、河川堤防護岸工事等の改築、浚渫、修繕等に關する勞役を呈供せしめたのであつたが、中<sup>註②</sup>には「小作人へ毎年七日間本農場ニ對シ無料勤役ノ義務アルモノトス」と規定して殆んど封建制下の夫役制度の如き觀がある。

かくして農場主は巧に小作の統制強化の組織を完成したのであつた。これがため北海道の開墾小作人は一方に於ては府縣小作人よりも遙に進んだ近代資本主義經濟機構の中に編入されて、殊に商業資本の人搾取を蒙り、他方では封建的殘存形態の束縛によつて二重の桎梏を蒙つたのである。

註① 橋口文藏遺事録、六八頁。

註② 侯爵峰須賀農場經營法。北海道に於ける農場經營の實例、三七頁。明治四十年調査町村金彌農場現況。

註③ 橋口文藏遺事録、五八頁。

註④ 同書、七六頁。

註⑤ 同書、七六頁。

註⑥ 筆者、同書。

- 註⑦ 侯爵峰須賀農場經營法。北海道農場調查、四二〇頁。筆者、同書。
- 註⑧ 必成社移民ニ關スル規程。雨龍開墾事業規程。侯爵峰須賀農場經營法。明治三十三年大中農場經濟調查書。北越殖民社普通移民規約。
- 註⑨ 同シ。
- 註⑩ 明治三十八年天鹽國農場調查書、北海道殖民狀況報文(十勝國)記載の諸農場。
- 註⑪ 明治三十八年天鹽國農場調查書。青木農場小作規程。
- 註⑫ 同書。田坂、青木農場小作規程。
- 註⑬ 侯爵峰須賀農場經營法。戸田農場小作規程。
- 註⑭ 明治三十八年天鹽國農場調查書。青木農場小作規程。侯爵峰須賀農場經營法。笠原農場小作規程。
- 註⑮ 明治三十八年天鹽國農場調查書。笠原、青木、富山各農場小作規程。明治三十七年十勝國移民事蹟調查。
- 註⑯ 田坂農場小作人取締規定。侯爵峰須賀農場經營法。
- 註⑰ 各農場小作人取締規程。
- 註⑱ 田坂、青木、峰須賀各農場小作規程。北征日乘、四。
- 註⑲ 各農場の小作規程。
- 註⑳ 北征日乘、四。
- 註㉑ 明治三十七年十勝國移民事蹟調查。
- 註㉒ 同書。明治三十八年天鹽國農場調查書。
- 註㉓ 青木農場小作規程。

## 七、結 語

以上に於て我々は明治維新後より日露戰役前に至る迄の北海道開墾殖民の形態を考へ、それが我國社會の發展段階に應じて、その社會の經濟的、政治的狀勢を反映し、又如何にそれ等の制約を受けたかを考察した。

即ち各藩主によつて行はれた開墾殖民の形態を、内容を、規定したものは廢藩置縣前の我國社會狀勢であつた。封建的土地領有關係を基礎とする開墾殖民の成立は、明治維新の改革が其當初に於ては、單なる政治革命であり、この改革の原動力は主として舊封建的勢力の一部であつたが爲に、西歐の經濟革命と異つて封建的勢力の依然たる優越性が社會を支配し、廢藩置縣前の我國政治形態は實質的には未だ中央集權的封建組織であり、財政に、軍備に、悉く地方領主の手中にあり、封建的土地所有が未だ支配的形態であつた如き社會狀勢を反映したのであつた。然るに廢藩置縣による封建制の實質的廢棄、中央集權制の確立は、必然的に北海道の各藩支配の廢棄を結果付け、新なる所有權を基とする開墾殖民の發展が齎らされた。即ち明治維新後引續き行はれた政治的、經濟的變革による失業者群の増加及地租條例の發布を槓桿とする我國農業の資本主義化、農村生活の各部面に於ける貨幣化によつて齎らされた商業資本の農民搾取の強化等による貧農の激増は、當時に於ける我國の政治的不安と相

關聯して社會をば極度の不安に陥らしめたのである。こゝに於て政府は是等失業者群をば北海道の未開地に移し、一方に於て生産を圖ると同時に、府縣社會不安の原因を除かんとし、多大の經費を支出して各種の保護を加へ、府縣貧民を北海道に送つて開墾に従事せしめたが、是等國營の開墾殖民は未だ單なる「貧民の遺棄」を意味するものであつた。

又明治維新後十年間に於て、我國資本主義經濟發展の基礎的工作は漸く整備され、それと共に資本家階級は次第に強化し、これがために舊武士階級への攻勢は次第に激化しこれがため舊武士階級による開墾殖民の二形態をば生せしめたのであつた。即ち舊武士階級は次第に封建的特權を剝奪されしゆへ、資本主義社會に新なる經濟的基礎を確保せざるを得なかつた。そして彼等の一部は會社組織を始めとし新産業組織の經營者として重要な役割を行つたのであつて、これが北海道にては開進社、赤心社等の開墾會社を成立せしめたのである。従つてここでは我國農業の舊來の生産様式は拒否され、農業労働者を使用しての大農組織による經營法が行はれたのである。この生産様式は從來の生産様式に對する餘りに急激なる反動であり、我國農業の現實に對して餘りに飛躍し過ぎたきらひはあつたが、當時の新興階級としての彼等の清新なる躍動の一面を知り得ると共に、明治經濟史上注目すべきものである。

然して他の大部分の舊武士階級は從來の産業に入つたが爲に、町人、農民との競争に敗れ、次第に

流浪困迫の境遇に沈淪した。こゝに於て政府は是等貧窮士族に對する授産問題をば巧に自己の傳統的政策である富國殖民政策の勞働力に利用したのであつて、北海道の屯田兵、移住士族取扱規則による貧窮武士團の開墾殖民等は、この一系列に屬するものである。然して又對外的には明治政府はその設立以來常に露國の北海道への南下を警戒したのであつて、極力北海道の人口増加、開拓の進捗を圖らざるを得なかつたのであつて、國營の開墾殖民(士族を含む)は當時の我國内外狀勢による必然的所産でもあつた。然して當時の我國經濟界の未成熟は、その背後に多くの勞働力を有しながら未だ「資本と勞働」の移植による資本主義的な開墾殖民を成立せしめ得ずして、自作小農的開墾殖民のみが成立したのであつた。

然して明治二十年頃を界として、維新後の各種經濟的變革も漸く整備され、新生産様式による各種民間産業の勃興による我國資本主義發展の一段階、及日清戰役後の飛躍を反映して、北海道の開墾殖民に於ても、一新形態を生じたのである。即ち府縣資本家の投資による農場經營の發展である。

資本主義の農村浸潤によつて排出された多くの勞働力を始め、各種の企業條件の好轉化は府縣資本家をして北海道開墾に資本投下を行はしめたのであつた。然して政府は是等資本家による北海道開發を期待して、或は國有未開地處分法規の改正によつて、或は小作人募集に對する便宜付與等によつて保護したがために非常なる發展を見たのである。然してその内容は一時は大農經營法を採用し純然た

る資本主義的生産様式によつて經營せんとしたが、間もなく當時の府縣に於ける農業經營の支配的形態であつた小作制に置き換へられたのであつた。然も府縣小作制度内の封建的殘存形態の根強き存在は、北海道の開墾小作制にも反映したのであつた。新開地なる北海道の農場にては地主と、小作人との間には何等傳統的なるものなき筈なるも、かへつて或は農場内への轉籍、日常生活への干渉を始め、小作人規程の成文化によつて種々なる身分的束縛を受けたのであつて、これがため府縣農村に比して遙に資本主義的構造に於て高度化したものであつた。然してこれも未だ純粹なる資本家的小作農の段階に迄發展し得なかつたと考へられる。

即ち北海道に現れた開墾殖民形態の變遷に於ても亦封建的なるものより資本主義的なるものへの歩を見得るのであり、そしてこの變遷過程は封建的なる諸關係が清算しきれずして各種の封建的諸關係を基礎として、種々なる歪を受けつゝ發展した我國資本主義の姿でもあつた。

尙本稿に於ては我國社會狀勢の一轉換期を劃した日露戰爭迄に一應考察を止める事とした。